

(12) 社会教育主事課程

I 社会教育主事課程とは

〈職務・役割〉

社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える「専門的教育職員」（社会教育法第9条の2、3及び教育公務員特例法第2条第4項）である。

生涯学習の時代といわれる今日にあって、学校教育以外の組織的な教育活動である社会教育への期待は大きく、社会教育計画の立案や関係者への指導と助言を通して、地域の人々の学習活動を支援する社会教育主事は、社会教育行政の中心的指導者として大きな責任を担っている。

また、2008年に社会教育法が改正され、「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」との規定が新たに設けられた。これにより、地域全体で学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進しようという今日的な取り組みにおいても、学校と地域をつなぐ役割が期待されることとなった。

〈資格取得〉

社会教育主事となるためには、一定の資格を必要とする。その資格を得るには、社会教育法第9条の4第3号の規定による方法がある。すなわち、大学において、文部科学省令で定める「社会教育に関する科目」の単位を修得し、卒業後1年以上官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職・業務に従事することで社会教育主事として任用される資格が得られる。

なお、2020年度入学生から、社会教育主事養成課程修了者は、「社会教育士（養成課程）」と称することができるようになった。社会教育士は、課程での学習成果を活かし、NPOや企業等と連携・協働して、社会教育施設における活動だけでなく、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

参考サイト http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/syuji/

〈本課程の特色〉

本学の社会教育主事課程は、上記の「社会教育に関する科目」を別表のとおり開設して、生涯学習時代に対応できる社会教育主事を養成する。また、その一方で、民間の教育・文化・スポーツ事業を行う機関や企業の学習関連部門、社会教育施設の指定管理者となる企業・団体においても、社会教育主事と同様の資質・能力を持ち、教育・研修事業の企画・立案・実施にあたる人材が求められていることから、そのような機関・部門で活躍できる人材の養成をあわせて行う。

II 社会教育主事課程を開設する学部学科

社会教育主事課程を開設しているのは、文学部英文学科・総合人文学科・歴史学科及び教養学部人間科学科・言語文化学科・情報科学科・地域構想学科である。

III 社会教育主事になるための専門教育科目と履修方法

(1) 社会教育主事課程についてのガイダンス

1年次学生対象：オリエンテーション期間の教務ガイダンスの中で行う。

2年次学生対象：年度当初の「生涯学習概論Ⅰ」の時間に行うので履修登録をした時間帯の授業に必ず出席すること。

3年次学生対象：年度当初の「社会教育課題研究」および「教育調査実習A」の時間に行うので必ず出席すること。

(2) 履修すべき科目と単位

本学では、「社会教育に関する科目」（社会教育主事になるための専門教育科目）を別表のように定めている。

(3) 履修上の注意

- ① 科目の中には、学部によって受講に制限を設けているものがある。その場合は、以下に掲載している講義内容において伝えるので十分注意すること。
- ② 教職課程、学芸員課程及び図書館司書課程と共通の科目については、修得した単位をそれぞれの課程の単位とすることができるので、重複して履修する必要はない。

Ⅳ 社会教育主事に関する証明書について

年度初めに資格申請登録をし、所定の単位を修得した者には、卒業式当日に社会教育主事に関する証明書を交付する。

社会教育主事に関する科目

2020年度以降入学生適用

法令上の科目		大学開講科目				備 考
科 目 名	単 位	科 目 名	単 位	開講年次	必修・選択	
生涯学習概論	4	生涯学習概論Ⅰ	2	2	必修	学芸員・図書館司書課程と共通
		生涯学習概論Ⅱ	2	2	必修	学芸員課程と共通
生涯学習支援論	4	生涯学習支援論	4	3	必修	
社会教育経営論	4	社会教育経営論	4	4	必修	
社会教育特講	8	現代社会と社会教育	2	3	※1	
		図書館概論	2	2		図書館司書課程と共通
		図書館制度・経営論	2	4		図書館司書課程と共通
		博物館概論	2	1		学芸員課程と共通
		博物館教育論	2	1		学芸員課程と共通
		地域スポーツ論	2	2		
		スポーツ指導論	2	2		
		ボランティア活動	2	2		(講義+施設活動)
		教育基礎論	2	1		教職課程と共通
		市民活動論	2	1		
		地域構想論	2	2		
		社会福祉論	2	2		
		市民性育成の教育論	2	3		
		地域教育論	2	3		
		地域社会論	2	3		
		地域文化論	2	3		
スポーツマネジメント	2	3				
社会教育実習	1	社会教育実習Ⅰ	1	3	必修	
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 のうち一以上の科目	3	社会教育課題研究	4	3	※2	
		社会教育実習Ⅱ	1	3		
		教育調査実習A	2	3		
		教育調査実習B	2	3		

* 1 法定上の科目「社会教育特講」より8単位以上修得すること。

* 2 「社会教育課題研究」4単位または「社会教育実習Ⅱ・教育調査実習A・教育調査実習B」合計5単位のどちらかを選択必修とする。

社会教育主事に関する科目

(2019年度入学生)

法定科目	単位	本学開講科目	単位	年次	必修 選択	開講 キャンパス	備 考
生涯学習概論	4	生涯学習概論Ⅰ	2	2	必修	泉	学芸員・図書館司書課程と共通
		生涯学習概論Ⅱ	2	2	必修	泉	学芸員課程と共通
社会教育計画	4	社会教育計画	4	4	必修	泉/土樋	
社会教育演習、社会教育 実習又は社会教育課題研 究のうち1以上の科目	4	社会教育課題研究	4	3	*1	土樋	
		社会教育実習	2	3		泉	
		教育調査実習A	2	3		泉	
		教育調査実習B	2	3		泉	
社会教育特講Ⅰ（現代社 会と社会教育）		現代社会と社会教育	2	3	必修	泉/土樋	
社会教育特講Ⅱ（社会教 育活動・事業・施設）		図書館概論	2	2	*2	泉	図書館司書課程と共通
		図書館制度・経営論	2	4		土樋	図書館司書課程と共通
		博物館概論	2	1		泉	学芸員課程と共通
		博物館教育論	2	1		泉	学芸員課程と共通
		地域スポーツ論	2	2		泉	
		スポーツ指導論	2	2		泉	
		ボランティア活動	2	2		泉	(講義+施設活動)
社会教育特講Ⅲ（その他 必要な科目）	12	教育基礎論	2	1	*2	泉	教職課程と共通
		教育の制度と経営	2	1		泉	教職課程と共通
		社会福祉論	2	2		泉	
		市民性育成の教育論	2	3		泉	
		地域構想論	2	2		泉	
		市民活動論	2	1		泉	
		地域教育論	2	3		泉	
		地域社会論	2	3		泉	
		地域文化論	2	3		泉	
		スポーツマネジメント	2	3		泉	

*1 「社会教育課題研究」または「社会教育実習・教育調査実習A・教育調査実習Bの組み合わせ」のどちらかを選択必修
*2 法定科目「社会教育特講Ⅱ、Ⅲ」については、それぞれ1科目2単位以上、ⅡとⅢから合計10単位以上を修得すること

社会教育主事に関する科目

2015年度～2018年度入学生適用

法定科目	単位	本学開講科目	単位	年次	必修 選択	開講 キャンパス	備 考
生涯学習概論	4	生涯学習概論	4	2	必修	泉	学芸員・図書館司書課程と共通
社会教育計画	4	社会教育計画	4	4	必修	泉/土樋	
社会教育演習、社会教育 実習又は社会教育課題研 究のうち1以上の科目	4	社会教育課題研究	4	3	*1	土樋	
		社会教育実習	2	3		泉	
		教育調査実習A	2	3		泉	
		教育調査実習B	2	3		泉	
社会教育特講Ⅰ（現代社 会と社会教育）		現代社会と社会教育	2	3	必修	泉/土樋	
社会教育特講Ⅱ（社会教 育活動・事業・施設）	12	生涯学習論	2	2	*2	泉	
		図書館概論	2	2		泉	図書館司書課程と共通
		図書館制度・経営論	2	4		土樋	図書館司書課程と共通
		図書館情報資源概論	2	3		土樋	図書館司書課程と共通
		博物館概論	2	1		泉	学芸員課程と共通
		博物館教育論	2	1		泉	学芸員課程と共通
		博物館経営論	2	2		泉	学芸員課程と共通
		教育工学実習	2	2		泉	
		地域スポーツ論	2	2		泉	
		スポーツ指導論	2	2		泉	
		ボランティア活動	2	2		泉	(講義+施設活動)
社会教育特講Ⅲ（その他 必要な科目）	12	教育原理	4	1	*2	泉	教職課程と共通
		社会福祉論	2	2		泉	
		市民性育成の教育論	2	3		泉	
		地域構想論	2	2		泉	
		市民活動論	2	1		泉	
		地域教育論	2	3		泉	
		地域社会論	2	3		泉	
		地域文化論	2	3		泉	
		地域政策論	2	3		泉	
		地域福祉論	2	2		泉	
		スポーツマネジメント	2	3		泉	

*1 「社会教育課題研究」または「社会教育実習・教育調査実習A・教育調査実習Bの組み合わせ」のどちらかを選択必修
 *2 法定科目「社会教育特講Ⅱ、Ⅲ」については、それぞれ1科目2単位以上、ⅡとⅢから合計10単位以上を修得すること